

第4部

風水害対策



第1章

水害予防計画



第1節 計画の方針と現況

第1 計画の方針

目黒区内の河川は、護岸や調節池の整備が進み、溢水の危険性がかなり低減されてきました。一方、本区の地形は起伏が多く市街地の高密度化や保水機能の低下などのため、低地における内水氾濫による浸水被害が発生しています。したがって今後の水防活動は、このような状況を踏まえ適切な対応を図っていく必要があります。

この計画は、水防法に基づき目黒区地域防災計画の一環として、洪水等による被害を軽減する目的をもって目黒区内の各河川に対する水防上必要な事項について、その実施の大綱を示したものです。

第2 水防の責任

区は、水防管理団体（管理者－目黒区長）として、その区域内の水防を十分に果たさなければなりません。（水防法第3条）

第3 河川の現況等

目黒区内には、目黒川・蛇崩川・立会川・呑川・九品仏川の5つの二級河川があります。

この河川の管理は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき目黒区が行っています。目黒川を除く4河川のほとんどが下水道幹線として暗きょ化されており、その上部は緑道として区民に利用され、憩いの場となっています。

1 目黒川

(1) 現況

目黒川は、集中豪雨等により溢水を何度となく繰り返してきましたが、昭和56年の集中豪雨による溢水を契機に、船入場から上流区間が「河川激甚災害対策特別緊急事業」の適用を受け河川改修を行い、昭和61年に完了しました。また、船入場から下流における中小河川改修事業区間については、船入場調節池・荏原調節池及び区内の護岸が完成しています。しかし、谷山橋、五反田大橋の2橋の架替え、護岸の一部及び河床掘削が未完了となっているので、今後防災関係行政機関等と調整を図りながら早急に整備を進め、目黒川の治水安全度を向上させる必要があります。

(2) 整備状況

烏山川と北沢川の合流点を上流端とする延長約8.0kmの内、高潮対策事業区間は河口からすずかけ歩道橋（品川区大崎1丁目）までの約2.0km、中小河川改修事業区間はその上流で、延長は約5.4kmになります。

ア 高潮対策事業

高潮対策事業区間は、河口からJR東海道本線・山手線を経てすずかけ歩道橋までの約2.0kmで、一部鉄道橋付近の取付防潮堤を除き概成しています。

イ 中小河川改修事業

(ア) 護岸の改修

中小河川改修事業区間は、すずかけ歩道橋から上流端までの約5.4kmで、護岸の未改修部分は五反田大橋及び谷山橋付近となっています。

(イ) 船入場調節池

目黒川の中・下流部の洪水の早期軽減を目的として、中目黒一丁目地内の河川敷に昭和60年度から平成2年度までの6年間の歳月をかけ、最大貯留量5.5万m³の目黒川船入場調節池を完成させました。

(ウ) 荏原調節池

荏原調節池は、橋梁の架け替えが遅れている下流五反田地域の浸水等の被害を防ぐため、総合治水対策の一環として旧荏原青果市場跡地に建設した洪水の貯留施設です。地下4層式で約20万㎡の最大貯留量があり、平成3年度に着工し、平成13年度末に完成しています。上部は調節池管理室ほか、都営住宅並びに品川区複合施設等が建設されています。

2 蛇崩川・呑川・立会川・九品仏川

区内の4河川の大部分は、下水道幹線として暗きょ化され、その上部は緑道として利用されています。但し、呑川の一部(九品仏川合流点から下流)は開きよとなっています。

(1) 立会川の整備状況

立会川は総延長約7.4kmの河川で、高潮対策事業区間である河口から月見橋(品川区東大井6丁目)間約0.8kmを除く上流区間は、昭和47年度までに下水道幹線として整備されています。

(2) 呑川の整備状況

呑川は、玉川通りを上流端とする延長約14.4kmの河川ですが、九品仏川の合流点から上流約4.9kmは、下水道幹線となっています。現在、浸水被害を軽減すべく、都下水道局が呑川増強幹線を整備しています。なお、高潮対策事業区間は河口からJR東海道本線までの約3.4km、中小河川改修事業区間はの上流約6.1kmになります。

ア 高潮対策事業

昭和40年代前期から防潮堤の建設工事に着手し、護岸の計画天端高は確保されています。河口から夫婦橋間約2.3kmについては、河床掘削に備えて根固工を施しており、区道橋等の部分を残して概成しています。

イ 中小河川改修事業

50mm/h護岸の改修は、昭和48年度に着手し、昭和61年度に概成しました。また、第二京浜国道・池上橋からJR東海道新幹線間約1.3kmについては、鋼矢板護岸等の補強を兼ねた河床張工事を平成6年度から開始し、平成8年度までに仲之橋まで完成しました。その後、平成19年度から事業を再開し、平成22年度末に全区間が完成しました。

3 水防上注意を要する箇所

区内の各河川等における水防上注意を要する箇所等は、次の基準のとおりです。

種 別	基 準
溢水・浸水等	過去の被害状況等を踏まえ、溢水及び内水氾濫の注意を要する箇所
護 岸	老朽・洗掘及び水衝部により護岸の強さに注意を要する箇所
工 事 施 工	出水期に行う工事箇所
がけ・擁壁等	がけ・擁壁等の崩壊の危険が予想される箇所
陸こう	陸こうが設置されている箇所

(1) 溢水及び内水氾濫の注意を要する箇所

過去の被害状況等を踏まえ、溢水及び内水氾濫の注意を要する箇所(資料編第5章第2節「地図」を参照。)

(2) 昭和53・54年のがけ・擁壁実態調査箇所

No.	所 在 地
1	八雲1-2
2	大岡山1-20

(3) 東京都指定の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

箇所番号	所在地	備考
110A1-001	大橋2	
110A1-002	青葉台2	西郷山公園
110A1-003	青葉台1	
110A1-004	青葉台1	
110A1-005	中目黒1	
110A1-006	中目黒2	防衛省敷地内
110A1-007	下目黒	
110A1-008	下目黒4-18	改修終了につき監視外
110A1-009	中目黒4	
110A1-0010	目黒3	
110A1-0011	中目黒1-1	
110A1-0012	下目黒3-5	
110B1-001	大岡山1-31	
110B1-002	駒場1-6（駒場1-15、-16）	
110B1-003	東山3-16	
110B1-004	青葉台3-3	
110B1-005	青葉台3-5	
110B1-006	大橋2-4	
110B1-007	中目黒1-1	
110B1-008	目黒1-3	

※急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30° 以上、がけ高さ 5 m 以上の急斜面で、崩壊した場合に人家や公共施設等に被害が生じるおそれのある箇所。（東京都建設局河川部：平成 11 年度から平成 14 年度に実施した調査結果に基づく）

(4) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(令和4年11月18日時点)

区域の番号	所在地	土砂災害警戒区域 ※1	土砂災害特別警戒区域 ※2	備考
110001-K001	駒場 1	○	×	
112001-K039		○	×	一部は世田谷区北沢 1
110001-K004	大橋 2	○	○	
110001-K005		○	○	
110001-K006		○	×	
110001-K007	青葉台 3	○	×	
110001-K008		○	○	
110001-K009		○	○	
110001-K010	青葉台 2	○	○	西郷山公園
110001-K011		○	○	西郷山公園(一部は青葉台 1)
110001-K012	上目黒 1	○	○	
110001-K013	中目黒 1	○	○	
110001-K014		○	○	
110001-K015		○	×	
110001-K016		○	×	
110001-K017	三田 1	○	×	一部は品川区上大崎 2
110001-K018	目黒 1	○	○	
110001-K019	下目黒 1	○	○	
110001-K020		○	○	一部は品川区上大崎 4
110001-K021		○	○	
110001-K022		○	○	
110001-K023	中目黒 4	○	○	
110001-K024	目黒 4	○	○	
110001-K025	下目黒 3	○	×	

※1 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域

※2 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

(5) 水防法に基づく高潮浸水想定区域

(令和4年4月13日東京都指定)

No.	所在地
1	下目黒 2 丁目の一部

※ 高潮浸水想定区域

想定し得る最大規模の高潮により浸水の危険性が想定される区域。

(6) その他

その他水防本部長が指定する警戒箇所。

第2節 河川の災害予防計画

第1 目黒区関係計画

1 計画目標

河川流域の都市化の進展にともない、雨水の保水機能が減少してきました。そこで河川の治水安全度の向上を図るため、東京都では、1時間当たり75mm（年超過確率1/20のレベルに相当）の降雨規模に対応できる区部の台地を流れる河川の改修や雨天時に急激に増える流量の一部を取水して貯留する調節池の整備及び下水道幹線の雨水貯留施設の整備を促進しています。

本区においても、道路や公園、学校等の公共施設に雨水浸透施設の設置を図るとともに、民有地についても可能な限り雨水の地下浸透施設について誘導するなど、豪雨対策に取り組んでいます。

2 事業計画

- (1) 豪雨対策を推進します。
- (2) さらに安全対策を東京都に要望するとともに、必要に応じ河川内の堆積土砂等の除去について都と連携を図り実施していきます。

第2 豪雨対策

1 事業概要

都市化の進展にともない、樹林地や裸地が減少したことにより、道路や宅地に降った雨が短時間に下水道や河川に集中し、被害をもたらす都市型水害が増加しています。

これらの水害を防止するには、河川改修や下水道施設の整備を行うとともに、河川流域における雨水浸透・貯留施設の整備を促進し、雨水の下水道施設や河川への流出を抑制することが必要です。

東京都では、河川の改修や下水道の拡充など治水施設の整備を行っています。本区では、平成19年8月に東京都が策定した豪雨対策基本方針（平成26年6月改正）及び各流域の豪雨対策計画を基本に、平成22年5月「目黒区総合治水対策基本計画」を改定し、道路・公園・学校等に雨水浸透柵・浸透地下埋管（トレンチ）・透水性舗装などの浸透施設、校庭や公園に貯留施設の設置を推進してきました。しかし、令和元年10月の台風第19号や、近年時間50ミリを超える豪雨が頻発している状況、国及び都の動向を踏まえ、区の役割である雨水流出を抑制する流域対策や、区民への情報発信等のソフト対策の取組を充実させ、区民と目標を共有しながら豪雨対策を着実に推進、加速していく必要があるため、自助・共助・公助の考え方のもと、区民や事業者にとってわかりやすい計画とするため、計画名称を「目黒区豪雨対策計画」へ変更し、令和3年3月に計画を改定しました。

豪雨対策は、区施設のほか民間施設等で対策を講じることにより、一層推進することができます。区は、平成2年12月に策定した「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱（最終改定：令和4年4月）」に基づき、公共施設や敷地面積1,000㎡以上の民間施設等において雨水流出抑制施設の設置指導を行ってきましたが、目黒区総合治水対策基本計画の改定に伴い指導要綱を改定し、公共施設や敷地面積500㎡以上の民間施設を対象に、雨水流出抑制施設の設置指導を行っています。

また、敷地面積500㎡未満の民間施設における雨水流出抑制施設の整備を促進するため、平成5年3月から「目黒区雨水流出抑制施設設置助成要綱（最終改定：令和3年4月）」により、個人住宅等を対象に雨水流出抑制施設の設置に係る工事費の一部について助成を行っています。

なお、地下空間のある建築物については、地下空間への浸水被害を防止するため「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」により、建築時に建築主に対して浸水被害の未然防止策を検討するよう指導を行っています。

2 豪雨対策の目標

(1) 令和 19 年度まで

- ア おおむね時間 55mm の降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止します。
- イ 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保します。

(2) 長期見通し（おおむね 30 年後：平成 26 年から）

- ア 時間 75mm の降雨までは浸水発生を防止。
- イ 時間 75mm を超える降雨に対しても、生命の安全を確保。

3 その他の治水対策事業

(1) 水害記録及び浸水実績図の公表

過去の浸水被害の実績を明らかにすることにより、住民がそれぞれの地域における危険性を認識し、自らが対応策を講じることができるよう、東京都では過去に発生した浸水被害の状況、及び浸水実績図（地下空間浸水対策用）について、ホームページにて公表しています。目黒区では、平成 16 年度以降に区内で発生した浸水被害の状況についての照会に対応しています。

(2) 水害ハザードマップの作成

東京都では、水害の危険性を知らせ、事前の予防策を進めてもらうため、平成 16 年 5 月に城南地区河川流域浸水予想区域図を作成し公表しました。本区では、この浸水予想区域図を基に、平成 17 年 3 月に水害ハザードマップを作成し全戸配布を行いました。

平成 27 年 5 月の水防法改正を踏まえ、東京都では「想定し得る最大規模の降雨」（総雨量 690 ミリメートル、時間最大雨量 153 ミリメートル）に想定を変更し、シミュレーションにより予測される浸水状況を基に、新たな浸水予想区域図を平成 30 年 12 月に公表しました。本区では、この浸水予想区域図を基に、平成 31 年 3 月に水害ハザードマップを改定しました。

第 3 目黒川洪水予報

洪水予報とは、大雨により川が溢れるおそれのある時に、水防法に基づき河川を管理する東京都と、雨量を予測する気象庁が合同で発表する防災情報です。目黒川は、平成 24 年 6 月 1 日から洪水予報を発表する対象河川になりました。

1 目的

目黒川洪水予報は、避難指示等の判断基準や区民等が洪水時における自主的な避難の判断等に活用する目的で発表するものです。

2 住民等の行動

発表があった場合、区民等は、建物の 2 階など高い場所への避難、地下室など危険な場所からの脱出、地下施設入口への止水板の設置、玄関への土のう積みなどの安全確保の行動を行うことが基本となります。

3 発表のタイミング

目黒川をはじめ都内における中小河川は、豪雨時の水位上昇が極めて速いことから、荒川や多摩川などの大河川とは異なる判断により、洪水予報が発表されることとなります。具体的には、東京都の河川データ（現況水位）と気象庁の現況雨量・予測データから、1 時間先までの河川水位予測を行い、目黒川が溢れるおそれのある場合に、東京都と気象庁が共同で「氾濫危険情報」を発表します。

4 区民等への伝達方法

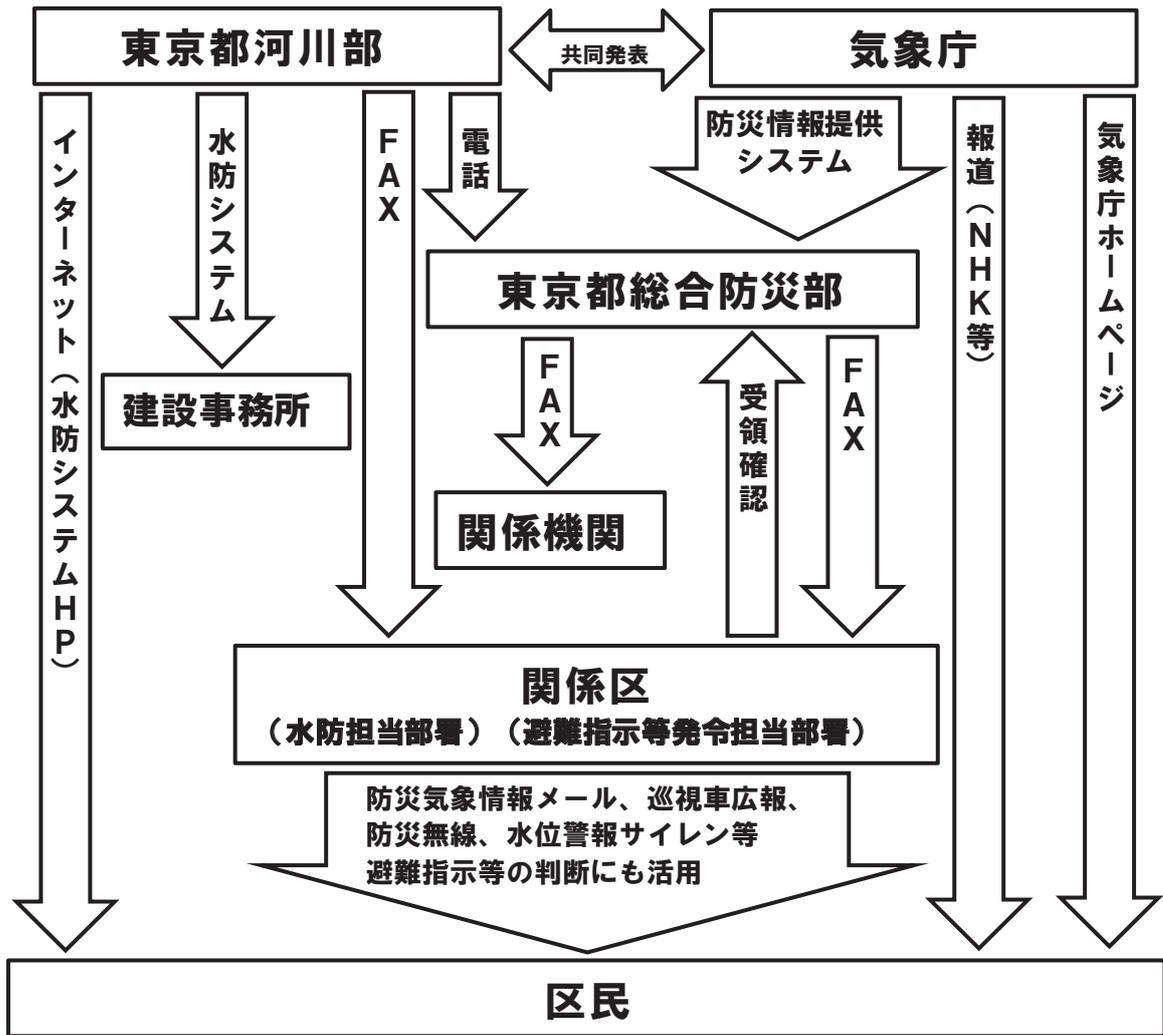


図 目黒川洪水予報 (伝達イメージ)

5 区による伝達方法

(1) 水位警報機による警報

東京都では、青葉台水位観測所に氾濫危険水位を設定し、概ね1時間以内に氾濫発生水位に達することが見込まれた場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、洪水予報として「氾濫危険情報」を発表することとしています。そこで、氾濫危険水位に区の水防監視システムの警戒水位をあわせ、この水位を超えた時に水位警報機が鳴ります。

なお、降雨の状況により、氾濫危険水位を超えても「氾濫危険情報」が発表されない場合があります。

- (2) 登録制防災気象情報メールにより洪水予報を配信します。
- (3) 巡視車による広報活動を行います。

第 4 水防監視システム

1 整備の計画

区では、昭和 54 年に目黒川水位警報装置の整備に着手して以降、雨量・水位監視装置の整備や水位警報範囲の拡充など、水防監視機能の強化に努めてきました。

昭和 61 年度には、民間気象予報業者に気象情報の提供を委託し、効率的かつ効果的な水防活動に活用しています。

さらに、平成 20 年 2 月から、雨量・水位監視システムで得られたデータ及び区内の気象情報などを目黒区防災気象情報として、区ウェブサイト及び携帯電話サイトで公開しています。

また、平成 23 年 6 月から登録制によるメール配信サービスにより、区内で発生している異常気象等の防災気象情報を提供しています。

2 システムの概要

(1) 雨量・水位監視システム

目黒区とその周辺における雨量と河川水位の状況を把握するものです。

本区が整備した観測局（雨量局 6、水位局 2）のほかに、都第二建設事務所並びに世田谷区のテレメータから観測データを入手・表示し、水防活動に活用しています。

(2) 水位警報システム

目黒川の水位を、本区所有の水位計（2か所）により監視し、状況により自動的に沿川に警報を発するものです。

合成音声とサイレンによる自動警報のほか、手動操作により音声放送も可能です。

(3) ライブカメラ（水防監視）

集中豪雨の時などに、区民の方々が水位を監視できるよう、ライブカメラを設置し、その画像を防災気象情報から確認できるようにしています。ライブカメラは目黒川の合流点（宝来橋上流 上目黒一丁目 26 番）・田楽橋（田楽橋上流 中目黒一丁目 11 番）・品川区境（太鼓橋下流 下目黒二丁目 3 番）及び呑川の工大橋（工大橋下流 緑が丘三丁目 4 番）の計 4 か所に設置しています。

3 防災気象情報システム

民間気象情報事業者の最新気象情報を水防活動における気象状況の把握等に活用しています。

第 5 東京都豪雨対策基本方針

都では、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、平成 19 年策定の「東京都豪雨対策基本方針」を平成 26 年 6 月に改正しました。甚大な浸水被害が発生している流域・地区では、「対策強化流域」及び「対策強化地区」を選定し、現在からおおむね 30 年後の達成を目標に、区部では時間 75mm の降雨に対し、浸水被害の防止を目指していきます。「対策強化流域」は目黒川流域、「対策強化地区」は目黒区上目黒、目黒区八雲地区を選定しており、流域別豪雨対策計画の改定作業を進めているところです。

また、今般の台風被害等を踏まえ、東京都豪雨対策基本方針に基づく 2020 年以降の取組について、「これまでの取組の着実な推進と加速」、「新たな取組による強化」、「令和元年台風第 19 号を踏まえた対応」を取りまとめた概ね 5 年間の行動計画として「東京都豪雨対策アクションプラン」が策定され、その取組が進められています。

一方、今後の気候変動による豪雨の更なる頻発化・激甚化、被害の拡大が懸念される中で、都民の命と財産を守るため一層の対策強化が必要とし、将来の気候変動の影響を踏まえた東京都における今後の豪雨対策について検討を行い、「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行うとし、将来の気候変動の影響を踏まえた東京都における今後の豪雨対策について検討するため、学識経験者等による「東京都豪雨対策検討委員会」を立ち上げ、検討が進められています。

第6 水防訓練

1 方針

水防法及び東京都水防計画、目黒区地域防災計画に基づき、適正かつ能率的な水防活動及び水防工法の習熟を目的に、防災関係行政機関等と連携・協力して水防訓練を実施します。

2 実施要領

(1) 訓練種目

次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施します。

ア 基本訓練

各種水防資機材を使用して水防工法の基礎技術を習得します。

イ 総合訓練

基本訓練により習得した基礎技術を用いて、一定の想定のもとに実施します。

(2) 訓練項目

次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施します。

ア 参集及び部隊編成訓練

イ 情報収集訓練

ウ 本部運営訓練

エ 水防工法訓練

オ 救助訓練

カ 救急訓練

キ 浸水地水災防ぎょ訓練

ク その他の水災時の活動に必要な訓練

(3) 参加機関

目黒区、消防署、消防団、警察署、区民、防災関係行政機関等

(4) 訓練期日

原則として毎年台風シーズンが到来する前に実施します。

第2章

水害応急対策計画



第1節 水防区域と機構

第1 水防区域

水防管理団体の水防区域は、その行政区域内とします。

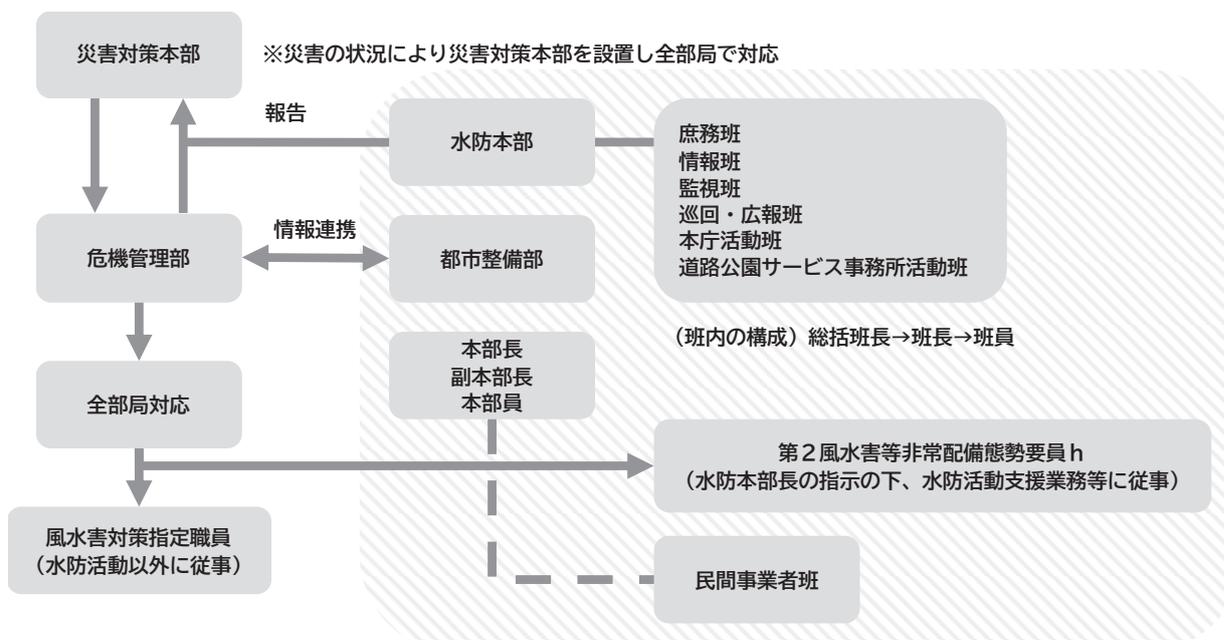
第2 機構

- 1 気象状況により水害のおそれがある場合は、目黒区水防本部（以下「水防本部」という。）を設置します。
- 2 都市整備部長は、次の状況を踏まえ、総合的に判断し、水防本部を設置します。
 - (1) 気象庁が、目黒区を対象に大雨警報・洪水警報又は気象庁と東京都が目黒川氾濫危険情報を発表した場合
 - (2) 目黒区に時間雨量 30 mm を超える降雨があり、50mm に達する可能性が高い場合
 - (3) 10 分間雨量 20mm 以上の降雨の継続時間が 20 分を超える可能性がある場合
 - (4) その他都市整備部長が溢水等の危険が予測されると認めた場合
 - (5) 目黒区最大風速 25m/h を超える可能性がある場合
- 3 都市整備部長は、次の場合に水防本部を解散します。

溢水等の危険の見込みがなくなり、水防活動がおおむね終了したと認められるとき。
- 4 水防本部は、災害対策本部又は応急対策本部が設置された場合には、同本部へ移行します。

第3 水防組織

目黒区の水防組織は、下図のとおり。



第 4 都市整備部の水防体制

1 態勢の種類

(1) 初期監視態勢

不確定要素が多く、態勢を取るに至らないが、最悪の事態を想定して、監視が必要な場合。

(2) 監視態勢

次の状況を踏まえ、総合的に判断する。

ア 気象情報等により時間雨量 30mm に達する可能性が高く、50mm に達する可能性がある場合。

イ その他都市整備部長が必要と認めた場合。「短時間の集中豪雨（1時間未満）」「直撃コースから外れ、影響が少ないと思われる台風」等状況に応じて判断する。）

(3) 水防本部第1次水防態勢

次の状況を踏まえ、総合的に判断する。

ア 気象庁が、目黒区を対象に大雨警報・洪水警報又は気象庁と東京都が目黒川氾濫危険情報を発表した場合。

イ 目黒区に時間雨量 30 mm を超える降雨があり、50mm に達する可能性も高い場合。

ウ その他都市整備部長が溢水等の危険が予測されると認めた場合。「長時間の集中豪雨（1時間以上）」「規模が小さい直撃台風」等状況に応じて判断する）

(4) 水防本部第2次水防態勢

次の状況を踏まえ、総合的に判断する。

ア 時間雨量 50mm を超える降雨が予測され、浸水被害も想定される場合。

イ その他都市整備部長が必要と認めた場合。「50mm を超える集中豪雨（1時間以上）」「直撃台風」等状況に応じて判断する）

(5) 水防本部第3次水防態勢

区内に重大な水害発生が予測される場合。「75 mm を超える集中豪雨（1時間以上）」「直撃大型台風」等状況に応じて判断する）

第 5 水防業務の分担

1 水防の職務分担

(1) 本部長・副本部長及び本部員の職務

- ・本部長 : 水防態勢の移行及び水防活動全般に係る方針の決定と指揮命令。
- ・副本部長 : 本部長の補佐及び本部長不在時にはその職務の代行。
本部長の命令を受け各担当班の指揮命令。
- ・本部員 : 本部長の命令を受け担当班の班内統制。

(2) 各担当班の分担業務

- ・庶務班 : 超過勤務事務処理、予算関係処理、食事・仮眠場所の手配、防災関係行政機関等の連絡調整、その他庶務事務。
- ・情報Ⅰ班 : 活動要員の要請、車両の調達、防災関係行政機関等の連絡調整、気象情報の収集、区民要望受付、受付内容の連絡、活動結果の記録。
- ・情報Ⅱ班 : 気象情報の収集、部内車両の統制、監視班・巡回・広報班、本庁活動班との無線交信による指示、重点警戒箇所・警戒箇所の現況調査、活動状況の把握。
- ・監視班 : 重点警戒箇所及び警戒箇所の監視・巡視・点検。
- ・巡回・広報班 : 目黒川沿川の巡視及び目黒川水位状況の監視及び警戒水位を超えた場合の警報機吹鳴状況の確認・広報活動。
- ・本庁活動班及び道路公園サービス事務所活動班 :
区民要望の実務処理、重点警戒箇所・警戒箇所・土のう備蓄箇所の点検及び補給。
- ・民間事業者班 : 水防本部の指示による水防活動。

第6 気象情報・雨量・河川水位観測情報・土砂災害警戒情報

気象庁からの重要な気象情報・雨量・河川水位観測情報・土砂災害警戒情報は、次によりFAX、無線連絡又は電話連絡をもって伝達されます。

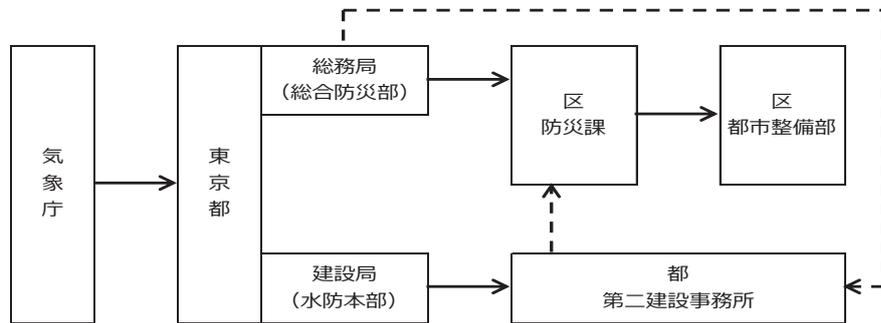


図 気象情報の伝達

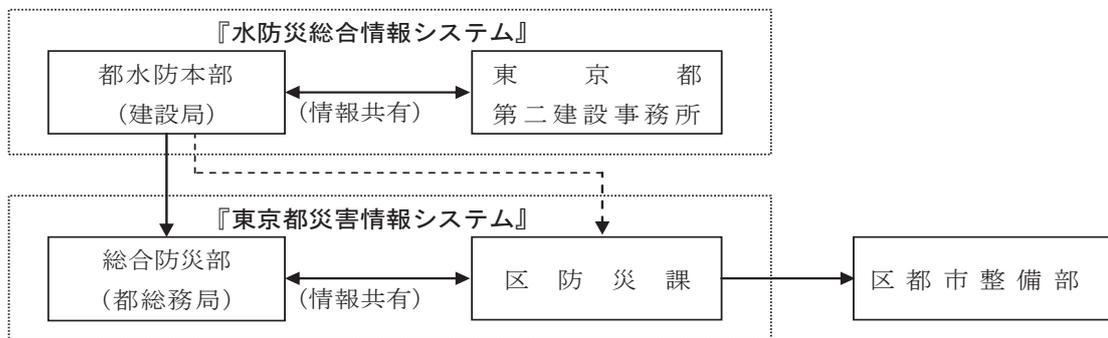


図 雨量・河川水位観測情報の伝達

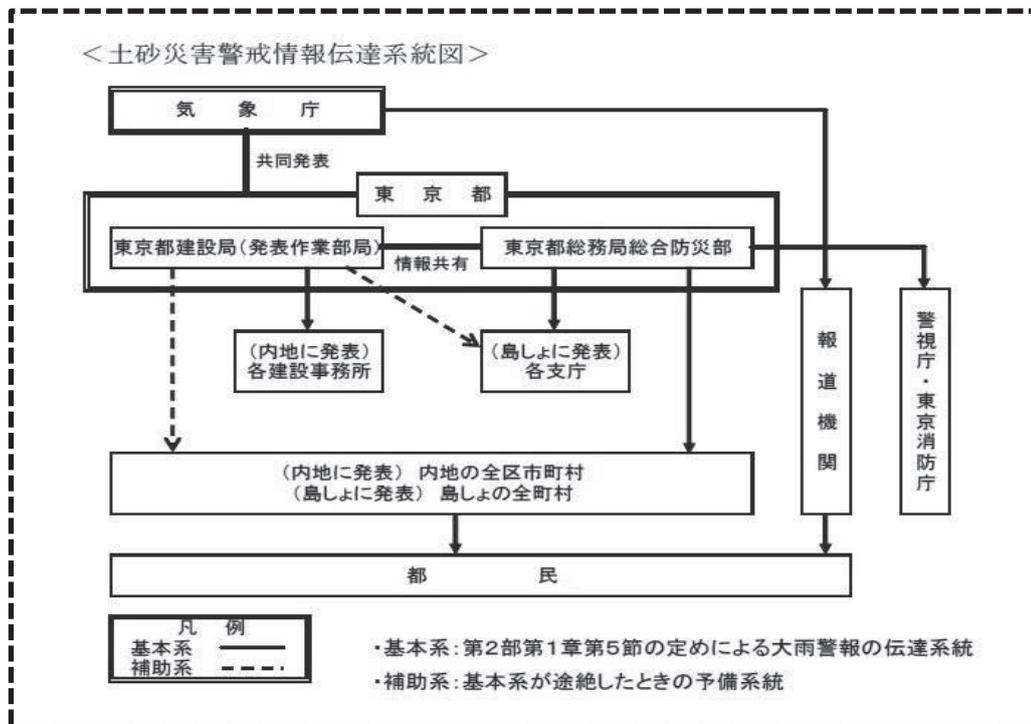
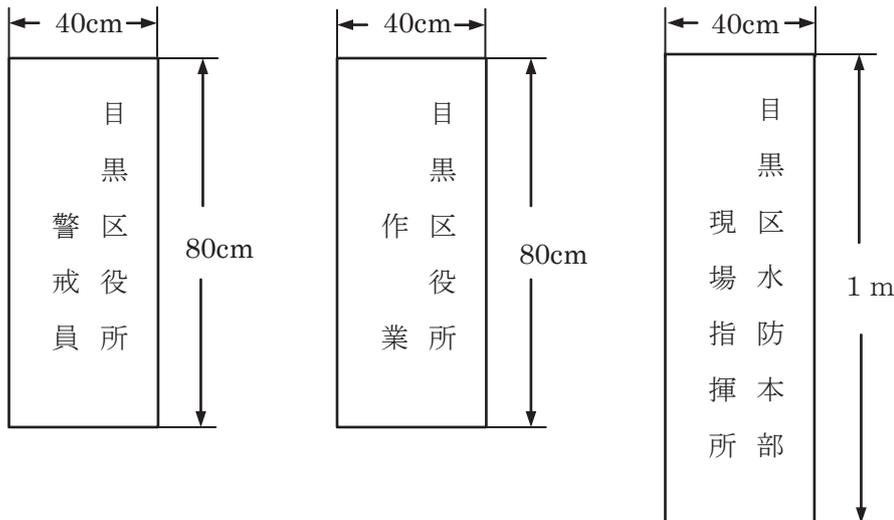


図 土砂災害警戒情報の伝達

第 7 監視・警戒及び水防標旗の設置

- 1 水防管理者は、係員を管内の河川及び危険箇所を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- 2 **非常警戒**
水防管理者は、気象状況、雨量等により非常警戒を必要と認めるときは、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じます。
- 3 水防管理者は、水防体制に入ったときは責任者の所在を明示するため、水防活動の現場近くに下記の水防本部等の標旗（白地に黒字）を設置します。災害対策本部体制に入ったときもこれに準じます。



※ 標旗の種類
図 水防本部等の標旗デザイン

第 8 風水害に係る応急対策本部の体制

- 1 **活動の方針**
区の区域内において風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、区並びに区内各防災関係行政機関等が一体となり、その災害の防止又は必要な各種応急対策活動を行う等、風水害の拡大を防止し、区民を災害から守るための活動体制を整備していきます。
- 2 **目黒区応急対策本部の体制**
 - (1) **活動態勢**
 - ア **本部の設置**
住家の滅失相当世帯数が 15 世帯以上の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合などで災害対策本部を設置するに至らない場合、目黒区応急対策要綱（資料編参照）に基づき設置します。
 - イ **本部設置に至らない場合の体制**
 - (ア) 勤務時間中にあつては、防災課を中心とし関係部局の連絡体制により対応します。
 - (イ) 夜間・休日にあつては、危機管理部長を長とする夜間・休日応急対策連絡会を設置します。
夜間・休日応急対策連絡会は、危機管理部長及び関係課長をもって構成します。

第9 風水害に係る災害対策本部の体制

風水害にともない災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合その他区長が必要と認める場合は、区長（区本部長）は直ちに災害対策本部を設置するとともに、被害の状況に応じ目黒区災害対策本部運営要綱に規定する非常配備態勢を発令します。また、災害救助法が適用された場合は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助します。

風水害による、災害対策本部の設置に伴う体制は、下記のとおりです。

1 災害対策本部の組織と運営

災害対策本部の組織と運営は、災害対策基本法、区災害対策本部条例、同施行規則、区災害対策本部運営要綱及び同要領に定めるところによります。

2 風水害に伴う災害対策本部の非常配備態勢

(1) 非常配備態勢の種別

ア 第1非常配備態勢

(ア) 時期

第1非常配備態勢は、気象状況等から予想される災害発生までに時間的余裕がある場合、その災害の状況に応じて本部長が必要と認めた場合において指令を発令します。

(イ) 態勢

気象情報の収集や、避難情報の提供、区民からの問い合わせへの対応、避難所や関係機関との連絡調整、支援物資の運搬等の本部業務を行うことができる態勢とします。

イ 第2非常配備態勢

(ア) 時期

第2非常配備態勢は、風水害等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがあり、区民の避難等の措置が必要とされるなどの第1非常配備態勢では対処できないと認められる場合又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたとき指令を発令します。

(イ) 態勢

第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢を強化するとともに、本部長から地域避難所開設の指示が出された場合には、速やかに地域避難所を開設し、円滑に運営を行うことができる態勢とします。

ウ 第3非常配備態勢

(ア) 時期

第3非常配備態勢は、事態が切迫し広範囲の地域について災害が発生すると予想される場合、若しくは災害が拡大した場合において又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき指令を発令します。

(イ) 態勢

第3非常配備態勢は、災害に本部が全力をもって直に対処できる態勢とします。

(2) 風水害対策指定職員

風水害等の発生時において迅速かつ適切な対応を図ることを目的として創設された風水害対策指定職員制度は、地震を除く大規模な自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、風水害等非常配備態勢に基づく初動対応や被害拡大防止のために必要な業務（訓練を含む。）に、本部等の指示の下従事します。

なお、地震の発生により目黒区災害対策本部運営要綱に基づく非常配備態勢が敷かれる場合には、風水害等での災害対策業務従事中でも、震災時の非常配備態勢を優先し、指定された参集場所で担当業務に従事します。

(3) 非常配備態勢の特例

区長は、風水害の状況により必要と認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発令し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発令することができます。また、その他特定の者のみを配備することもできます。

第10 風水害警報発令時における区関係所管の連携

風水害時における関係所管の連携は、被害の未然防止と災害後の応急活動に即応するために特に重要です。そこで、関係所管が連携して応急活動に対応するため、風水害の警報が発令されると同時に都市整備部長及び危機管理部部長は応急活動の円滑化を図るため待機が必要と認められる場合、区の関係所管に待機の指示をすることができます。

第11 消防機関との連携 【第三消防方面本部、目黒消防署、目黒消防団】

第 四 章 第 二 部

1 活動方針

内水氾濫等により、大規模な水災の危険があるとき又は発生したときは水防管理者の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係行政機関等と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努めます。

2 区民等の防災行動力の向上

(1) 防災広報

住民、事業所等の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進します。広報内容については、台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識、家庭での風水害対策、避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得、土砂災害に対する心得、台風時の風に対する対策、災害情報の入手方法、応急救護の方法、防災区民組織等の育成方法や防災行動力の向上方法、要配慮者の支援対策等とします。

(2) 災害に強い社会づくり

ア 防災教育

(ア) 防災知識の普及

児童生徒を対象としては、学校教育の一環として発達の段階に応じた「総合防災教育」を行い、防災に関する知識・技術を確実に身につけさせ、将来の防火防災の担い手を育成するとともに、地域住民に対しては、自主防災組織等を単位とした地域訓練や、講演会・座談会等の機会を通じ、防災意識の啓発を図ります。

(イ) 応急救護知識及び技術の普及

区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図ります。

(ウ) 地域住民を対象とした組織の育成

女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図ります。

(エ) 事業所防災意識の高揚

事業所における風水害被害の軽減を図るには、管理者や防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから防火防災管理者資格講習や事業所防災計画作成を指導するとともに自衛消防訓練等を通じて防災行動力の向上を図ります。

(オ) 防災教育の推進

目黒区と連携を図り、区民の防災教育を推進します。

- ① 災害履歴、地形図、浸水予測区域図等を参考として、地域の防災対策について、情報を提供します。
- ② 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施します。

イ 防災区民組織等の強化

目黒区と連携し、都市型水害等に対する区民等の防災行動力の向上を図るため、防災訓練の一環として水災に係る家庭等で身近にできる応急対策等の知識・技能の向上を図ります。

ウ 事業所防災体制の強化

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図ります。

- (ア) 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに社屋内外の安全化確保、防災資機材や食糧等の備蓄など従業員や来客の安全確保を図ります。

- (イ) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧・復興につながることから、防災計画や非常用マニュアルの整備など、事業活動の中断を最小限に止めるための対策等を事前に準備しておきます。
- (ウ) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策を図ります。

(3) 避難行動要支援者の安全確保

ア 地域における安全体制の確保

避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安全確保については、近隣住民や防災区民組織による協力、連携の体制を平常時から確保しておくことが必要であることから、「向こう三軒両隣り」の意識付けを図り、地域における顔の見える関係を構築していくことが重要です。水災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である避難行動要支援者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進します。

イ 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、水災時に入所者の避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、①施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進、②各施設の自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実指導に努めます。

(4) ボランティアとの連携

災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図り、消防活動の支援を行います。

3 情報の収集・伝達

(1) 注警報等の伝達

警報及び注意報について、東京消防庁、気象庁、その他防災関係行政機関等から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、住民に周知を図ります。

(2) 情報連絡体制

災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、消防方面本部、消防団、各防災機関等と情報連絡を行います。

(3) 被害状況の調査報告

災害発生後、消防署及び消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを目黒区に通報するとともに、相互に情報交換し情報の共有化を図ります。

主な収集事項は、次のとおりです。

- ア 災害発生状況及び消防活動の状況
- イ 要救護情報及び医療活動情報
- ウ 被害拡大の予測情報

(4) 災害時の広報及び広聴活動

ア 広報活動

消防署所において、災害に関する情報を収集し、防災関係行政機関等と協力して気象、水象の状況、水害対策活動に関する情報、住民への安否情報、水防活動状況等の事項に重点をおき、消防車の巡回や区ウェブサイト等により適時的確な広報活動を実施します。

イ 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、消防出張所において、消防関係の相談、説明、案内に当たります。

4 水防態勢（消防機関）

(1) 水防態勢

ア 東京消防庁警防部長、方面本部長及び署長は、大雨注意報や雷注意報等が発表された場合には、降雨の進展等について情報収集に努めるものとします。

イ 東京消防庁の水防態勢は、警防副本部長、方面隊長及び署隊長が発令します。目黒署隊長は、次により水防態勢を発令して防災関係行政機関等と連絡をとり、気象及び河川の水位等に関する情報の収集及び分析を行い、水防非常配備態勢に備えるものとします。

ウ 区災害対策本部が設置されたときには、区災害対策本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言を行

うとともに、関係防災機関との情報交換を行います。

発令者	発令基準
署隊長	1 管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化を必要と認めたとき

(2) 水防非常配備態勢

態勢	主な処置
水防第1非常配備態勢	1 水防部隊の編成 2 救命ボートの運用準備 3 水防資機材の点検整備 4 防災関係行政機関等との連絡、情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川の巡視による情報収集、水災発生危険個所の把握及び広報 7 団員の出動態勢の確立
水防第2非常配備態勢	1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の編成 3 所要の水防資機材等（水、食糧、燃料等）の準備 4 防災関係行政機関等への連絡員の派遣 5 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね1/3及び所要の消防団員の動員
水防第3非常配備態勢	1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の増強 3 防災関係行政機関等への派遣連絡員の増強 4 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員
水防第4非常配備態勢	1 長期の水防作業を行うために必要な交替制の確立 2 全水防部隊の編成 3 応援態勢又は応援受入態勢の確立 4 全職員及び全団員の動員

5 水防対策

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行います。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じます。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。
- (5) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させます。

6 救助・救急体制

- (1) 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して、組織的な人命救助、救急活動を行います。
- (2) 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療防災関係行政機関等と連携し、高度救急資機材を有効に活用して、傷病者の救護に当たります。
- (3) 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送します。

7 決壊時の処置

決壊の通報及び、その後の措置として、事態が発生した場合は、直ちに防災関係行政機関等へ通報し、相互に情報交換するとともにできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。

8 生活相談

災害の規模に応じて、消防署、消防出張所、その他必要な場所で消防関係の相談、説明、案内に当たります。

第12 決壊箇所等の通報及び決壊後の措置

- 1 護岸その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者又は警察及び消防機関の長は、直ちに水防本部に通報するものとします。
- 2 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように水防に努めなければなりません。

第13 水防実施状況報告

水防管理者は、水防作業終了後3日後以内に水防活動報告表により東京都知事へ報告をします。（資料編第3章第1節「水防活動報告表」を参照。）

第14 水防資機材

- 1 水防管理者は、その管内における水防業務が十分果たせるよう、水防用資機材を準備します。
- 2 水防管理者は資機材を確保するため、最寄りの業者の手持資機材を常時調査し、緊急の補給に備えておきます。
- 3 備蓄資機材及び備蓄場所は、次のとおりです。

(1) 備蓄資機材

水防用資機材の備蓄状況は、資料編第3章第2節「資材備蓄」を参照。

(2) 備蓄場所

名 称	所 在 地
道路公園サービス事務所資機材倉庫	中央町1-10-4
船入場水防倉庫	中目黒1-11

表 備蓄場所

第15 防疫及び衛生計画

第2部第7章「医療救護等対策」の措置によります。

第16 ごみ・し尿・がれき処理

第2部第12章「区民生活に係る対応」の措置によります。

第17 被害状況調査

隘水による床上浸水等の被害は、ある程度まとまった地域（単位）により発生することが多いため、目黒区応急対策要綱（資料編参照）の定めるところにより活動します。

第18 住家の被害認定調査

第2部第12章第3-2節第2「住家の被害認定調査」に準じて行います。(火災調査及び消防署の役割を除く。)

第19 罹災証明書の発行

- ・罹災証明書の発行根拠となる被害認定調査の実施
- ・被害認定調査に基づく台帳の作成
- ・発行手続き等の区民周知
- ・犯行会場・発行体制要員の確保

第20 援護資金・各種融資

第2部第12章第3-3節第3「被災者の生活再建資金援助」に準じて行います。

第21 各種減免措置

第2部第12章「区民生活に係る対応」に準じて行います。

第2節 風水害等避難計画

第1 計画の方針

河川の氾濫等の水害、土砂災害及び大火災から住民の生命、身体を保護することを目的とし、区と防災関係行政機関等が一体となって住民を避難収容できる体制を確立するため、平素から連絡体制を緊密にし、その任務を明確にしておきます。

第2 避難

大雨や台風などにより災害が発生する恐れがある場合に、区は区民の生命・財産を守るため、災害対策基本法第60条に基づき避難指示等を発令します。

1 避難行動の原則

区民は「自らの命は自らが守る」という意識をもち、避難指示等が発令された場合はもちろん、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待されます。

避難行動は、命を守るためにとり、次の全ての行動を避難行動としています。

- ①指定緊急避難場所への立退き避難
- ②「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ③「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

2 警戒箇所

水防態勢時、区が警戒する箇所は、目黒区地域防災計画に基づく「水防上注意を要する箇所(重点警戒箇所)」である「溢水及び内水氾濫の注意を要する箇所」、「土砂災害警戒区域等」、「高潮浸水想定区域」、及び「その他水防本部長が指定する警戒箇所」になります。(資料編第5章「目黒区概要」を参照。)

なお、過去の水害履歴から警戒が必要な河川流域は目黒川流域、呑川流域、立会川流域となります。

3 避難指示等

避難指示等を行う必要がある場合、区は直ちに応急対策本部又は災害対策本部を設置し、後述の基準に基づき避難指示等を決定します。

なお、応急対策本部又は災害対策本部を設置する猶予がない場合は、危機管理部長又は危機管理部防災課長が区長に直接報告し、指示を受けることとします。

第3 避難指示等の基準及び伝達方法

1 避難指示等の一般的な判断基準

水防態勢時、避難指示等は以下の事項を総合的に判断し行うものとします。

なお、洪水予報河川である「目黒川流域」、水位周知河川である「呑川の流域（緑が丘一丁目・三丁目の一部、大岡山二丁目の一部）」及び土砂災害、高潮被害については、後述の事象別避難判断基準により判断します。

- (1) 東京都と気象庁による「洪水予報（氾濫危険情報）」が発表されたとき
- (2) 気象庁から大雨警報（土砂災害又は浸水害）が発表されたとき
- (3) 東京都と気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (4) 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき
- (5) 地すべり、がけ崩れ等により、著しい危険が切迫しているとき
- (6) その他、水害に関する危険が切迫しているとき

2 警戒レベルを用いた避難情報の発令

国は、地方公共団体が避難指示等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考として「避難情報に関するガイドライン」を令和3年5月に名称を含め改定しました。このガイドラインでは、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することが示されています。

区は、警戒レベルを用いて避難情報を発令します。

警戒レベル	避難情報等	発令・発表	住民等が取るべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保 (※)	目黒区が発令	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示		・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
警戒レベル3	高齢者等避難		高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮 注意報	気象庁が発表	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報		災害への心構えを高める。

【注】

※ 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令します。

3 避難指示等の種類及び行動

避難指示等の種類、発令時の状況及び住民に求める行動は、下表のとおりとなります。

避難指示等の種類	発令時の状況	住民等が取るべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者を含む）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者を含む）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） 上記以外の者は、避難の準備を開始（防災気象情報に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい） 近隣住民への呼びかけ等
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 護岸の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 計画された避難場所等への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う 近隣住民への呼びかけ等
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生している、もしくは、発生する恐れが極めて高い状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地域からまだ避難が完了していない人は、大至急、堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または、近くの安全な場所へ立ち退き避難

※事象別避難判断基準

(1) 目黒川氾濫の恐れがある対象地域及び発令基準

目黒川に氾濫の恐れがある場合に避難を呼びかける避難指示等の発令（判断）基準を以下のとおり定めています。

○避難対象地域

大橋一丁目の一部、青葉台一～三丁目の一部、東山一～三丁目の一部、上目黒一～三丁目の一部、中目黒一～四丁目の一部、目黒一～二丁目の一部、下目黒一～二丁目の一部

○避難指示等の発令基準

避難指示等の種類	発令基準	住民等が取るべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・青葉台観測所における水位が「警戒水位」に達し、今後も水位の上昇のおそれがある場合	・避難対象地域にいる人は堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または最寄りの避難所へ立退き避難を準備 ・避難行動要支援者は避難を開始
避難指示 【警戒レベル4】	・青葉台観測所における水位が「危険水位」に達し、今後も水位の上昇のおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれがある場合	・避難対象地域にいる人は堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または最寄りの避難所へ立退き避難を開始
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・決壊や越流が発生した場合	・避難対象地域からまだ避難が完了していない人は、大至急、堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または、近くの安全な場所へ立ち退き避難

(2) 呑川氾濫の恐れがある対象地域及び発令基準

呑川の流域（緑が丘一丁目・三丁目の一部、大岡山二丁目の一部）に氾濫の恐れがある場合に避難を呼びかける避難指示等の発令（判断）基準を以下のとおり定めています。

○避難対象地域

緑が丘一・三丁目の一部、大岡山二丁目の一部

○避難指示等の発令基準

避難指示等の種類	発令基準	住民等が取るべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・工大橋観測所における水位が「警戒水位」に達し、今後も水位の上昇のおそれがある場合	・避難対象地域にいる人は堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または最寄りの避難所へ立退き避難を準備 ・避難行動要支援者は避難を開始
避難指示 【警戒レベル4】	・工大橋観測所における水位が「危険水位」に達し、今後も水位の上昇のおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれがある場合	・避難対象地域にいる人は堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または最寄りの避難所へ立退き避難を開始
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・決壊や越流が発生した場合	・避難対象地域からまだ避難が完了していない人は、大至急、堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または、近くの安全な場所へ立ち退き避難

(3) 土砂災害の恐れがある対象地域及び発令基準

土砂災害の恐れがある場合に避難を呼びかける避難指示等の発令（判断）基準を以下のとおり定めています。

○避難対象地域

駒場一丁目の一部、青葉台二～三丁目の一部、大橋二丁目の一部、上目黒一丁目の一部、中目黒一・四丁目の一部、三田一丁目の一部、目黒一・四丁目の一部、下目黒一・三丁目の一部

○避難指示等の発令基準

避難指示等の種類	発令基準	住民等が取るべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	・避難対象地域にいる人は最寄りの避難所へ立退き避難、または堅牢な建物の2階以上に垂直避難を準備 ・避難行動要支援者は避難を開始
避難指示 【警戒レベル4】	・土砂災害警戒情報または、大雨警報（土砂災害）中の記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・がけ崩れの前兆現象が発見された場合	・避難対象地域にいる人は最寄りの避難所へ立退き避難、または堅牢な建物の2階以上に垂直避難を開始
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・がけ崩れが発生した場合 ・大雨特別警報が発表された場合	・避難対象地域からまだ避難が完了していない人は、大至急、堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または、近くの安全な場所へ立ち退き避難

(4) 高潮被害の恐れがある対象地域及び発令基準

高潮被害の恐れがある場合に避難を呼びかける避難指示等の発令（判断）基準を以下のとおり定めています。

○避難対象地域

下目黒二丁目の一部

○避難指示等の発令基準

避難指示等の種類	発令基準	住民等が取るべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された場合	・潮位情報に注意
避難指示 【警戒レベル4】	・高潮警報等が発表された場合	・避難対象地域にいる人は堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または最寄りの避難所へ立退き避難を開始
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・高潮氾濫発生情報が発表された場合	・避難対象地域からまだ避難が完了していない人は、大至急、堅牢な建物の2階以上に垂直避難、または、近くの安全な場所へ立ち退き避難

4 情報伝達方法

区民に対する避難指示等の情報伝達方法については、以下のとおりとします。

- (1) 防災行政無線放送
- (2) 区ウェブサイト
- (3) 緊急速報メール
- (4) SNS
- (5) 防災地図アプリ
- (6) Yahoo!防災速報等
- (7) 区広報車

5 情報伝達における隣接区との連携

避難指示等の発令に当たっては、隣接する品川区、大田区、世田谷区、渋谷区と情報共有し、区境の住民等が混乱しないよう、相互に連携します。

第 4 避難誘導

- 1 避難指示等が発令された場合、区は警察署と協力して、住民を指定された施設に誘導します。この場合、家財等の確保のため残留している者等には、避難指示等に従うよう説得するとともに、危険が切迫し、特に急を要すると認める場合は、避難等の措置をとります。
この誘導については、その安全を確保し危険箇所には標示・縄張りを行います。また、要所に誘導員を配備します。
- 2 避難誘導は、地域又は町会単位にこれを行い、避難所ごとに門柱及び収容室の入口等に「〇〇町会・自治会（地区）避難所」の標示をします。
- 3 避難誘導員は、住民を誘導したときは避難所名、完了時間、人数及び事故の有無等を直ちに報告します。
- 4 避難指示等が発令された場合の消防署の活動は次によります。
 - (1) 避難指示等が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を防災関係行政機関等に通報します。
 - (2) 避難経路等については、安全確保に努めます。

第 5 避難所

- 1 避難所の開設
 - (1) 区は、避難指示等が発令した場合は、直ちに避難所を開設します。
なお、発令前であっても住民の申し出等により、区長が必要と認めた場合には避難所を開設します。
 - (2) 避難所を開設したときは、区長は直ちに都知事に報告するとともに防災関係行政機関等に連絡します。
 - (3) 避難所の運営は、目黒区災害対策本部運営要綱又は目黒区応急対策要綱に基づき、施設管理者及び区、地域住民が協力して行います。また、避難所の運営を円滑に行うため、避難所運営本部を組織します。
 - (4) 避難所は、警戒レベル3（高齢者等避難）以上の発令時に、原則として区立小中学校等に開設します。
(目黒川流域については、菅刈小学校、東山小学校、烏森小学校、中目黒小学校、大鳥中学校を予定。※土砂災害のみ第一中学校も開設。また、下目黒小学校、向原小学校及び田道小学校については、浸水想定区域にあるため除外。)
 - (5) 東京都の選定基準を満たすよう取り組んでいきます。

2 避難所の受入基準

- (1) 避難所に受入できる者は、災害発生により住居に被害を受け、居住が困難な者で他に避難先のない者とします。
- (2) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とします。
ただし、災害救助法が適用された場合には、災害発生の日から7日以内とします。
- (3) 災害が発生するおそれがある場合の避難者についても、避難指示等が解除されるまで受入れます。

3 傷病者への対応

(1) 情報の収集

傷病者が多数発生した場所の把握、病院等の受入体制、通行可能な道路などの情報収集に努めます。

(2) 救助・救急活動

浸水区域内等で、救助作業を必要とする傷病者の発生に際しては、東京消防庁、警視庁等と協力し、救助作業を行うとともに負傷者の応急措置、搬送等に万全を期します。

(3) 医療救護班の要請

多数の傷病者等が発生し、現場に救護所を設置する必要があると認められるときは、区本部長は目黒区医師会に医療救護班の派遣を要請し、現場救護所の設置、医療器材等の調達に万全を期します。

- (4) 発災直後（初動期）の救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMA Tと東京消防庁が連携して行います。

4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者については、消防団・地域住民、民生委員・児童委員、区職員等が協力して、避難行動要支援者名簿をもとに安否確認及び避難誘導を行います。

第6 自主避難所

1 自主避難所とは

自主避難所は、台風や長時間降り続く雨で、洪水や土砂災害等の災害が発生するおそれのある時、避難指示等の発令前であっても、事前に避難を希望する人を対象に一時的に開設する避難所です。

2 自主避難所の開設・運営

- (1) 区は、台風が東京地方に接近する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、状況により自主避難所の開設の可否を決定します。
- (2) 区は、自主避難所の開設を決定した場合、直ちに施設管理者に開設指示を出します。
- (3) 区は、自主避難所の開設にあたり、自主避難所開設の周知と区民が避難を行うのに十分な準備時間をとります。
- (4) 自主避難所の運営は、施設管理者が行い、開設の指示を受けた施設管理者は受入準備を開始します。
 - ア 避難者受入名簿
 - イ 避難者受入スペースの確保
- (5) 区は、気象情報や避難者の状況等から、自主避難所の閉鎖の可否を決定します。

3 自主避難所の開設場所

- ア 目黒区総合庁舎（上目黒2-19-15）
- イ 田道住区センター三田分室（三田2-10-33）
- ウ 防災センター（中央町1-9-7）
- エ めぐる区民キャンパス（八雲1-1-1）
- オ その他の施設

第7 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、平成29年6月に施行されました。

この改正に伴い、洪水予報河川及び水位周知河川（目黒区では、目黒川が洪水予報河川に、呑川が水位周知河川に指定されています。）の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内及び高潮浸水想定区域内に位置する、目黒区地域防災計画に定める要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化されました。

（目黒区地域防災計画に定める要配慮者利用施設一覧については、資料編第3章風水害対策資料第3節に掲載）

1 要配慮者利用施設とは

水防法における要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設です。

2 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとします。

社会福祉施設	老人福祉関係施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用を供する施設、障害者支援施設、児童福祉施設、保育施設 等
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等
医療施設	病院、診療所、助産所 等（有床に限る）

